

(参考資料5)

「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法」の比較対照表

今回の諮問にある基準及び算定方法	前回の諮問にある基準及び算定方法
家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法 令和5年4月1日から適用する家畜共済診療点数表付表薬価基準表（家畜共済診療点数表中の第2薬治料、第5注射料、第6処置料及び第7手術料の備考によって増点する医薬品の価格を示すもの。以下同じ。）に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法は、<u>次のとおりとする。</u> 1 （1）～（3） （略） （4）次の医薬品に該当しないこと。 ① （略） ② <u>主として小動物（犬、猫、鶏等）及び魚に対して用いる医薬品</u> ③ <u>主として人に対して用いる医薬品</u> ④ <u>同一薬効医薬品中著しく割高なもの</u> ⑤ <u>疾病予防薬及び寄生虫駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）</u> ⑥ （略） 2 医薬品の価格の算定方法 （1）既収載医薬品 ① （略） ② ①以外の医薬品である既収載医薬品 ア 「令和4年度病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」（令和4年5月19日付け4 経営第483号農林水産省経営局保険監理官通知）における医薬品購入実態調査（以下「医薬品調査」という。）の結果を基礎として、以下の算式により算定される額を当該医薬品の価格とする。 （略）	家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法 家畜共済診療点数表付表薬価基準表（家畜共済診療点数表中の第2薬治料、第5注射料、第6処置料及び第8手術料の備考によって増点する医薬品の価格を示すもの。以下同じ。）に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法は、<u>次の1及び2のとおりとし、令和2年1月1日から適用する。</u> 1 （1）～（3） （略） （4）次の医薬品に該当しないこと。 ① （略） ② <u>疾病予防薬及び寄生虫駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）</u> ③ <u>同一薬効医薬品中著しく割高なもの</u> ④ <u>主として小動物（犬、猫、鶏等）及び魚に対して用いる医薬品</u> ⑤ <u>主として人に対して用いる医薬品</u> ⑥ （略） 2 医薬品の価格の算定方法 （1）既収載医薬品 ① （略） ② ①以外の医薬品である既収載医薬品 ア 「平成31年度病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」（平成31年2月22日付け30 経営第2530号農林水産省経営局保険監理官通知）における医薬品購入実態調査（以下「医薬品調査」という。）の結果を基礎として、以下の算式により算定される額を当該医薬品の価格とする。 （略）